



単品承認番号 22-01

単品承認証

下記の仮設機材は単品承認審査委員会における審査の結果下記の条件において承認することが適当と認められたので仮設機材等の安全性に関する単品承認規程第8条第2項により本証を交付する
本承認の有効期間は承認日より1年間とする

承認日 2022年2月28日

アルインコ株式会社 殿
(タキロンシーアイ㈱ 東京工場)

一般社団法人 仮設工業会
会長 豊澤 康男



名 称 ステップキューブ

型 式 SC50_T

使 用 場 所 建築工事現場等

使 用 目 的 軽作業用作業台

積 載 荷 重 150kg 以下

使 用 方 法 定められた使用基準による



試験番号 2203-01821
発行日 2022年2月28日

単品承認試験成績書

一般社団法人
会 長



- 1 申請者 アルインコ株式会社
2 工場名 タキロンシーアイ(株) 東京工場
3 種類・型式及び数量 ステップキューブ SC50_T 9台
4 承認番号 第 22-01 号
5 試験実施日 2022年2月15日
6 試験場所 東京試験所

7 試験方法

10 試験方法図による。

なお、各試験の基準値については試験結果の基準値欄に示す試験方法に定めた値を適用した。

8 試験結果

(1) 中央部荷重試験 200kN 圧縮試験機IP-20R-V32

供試体 No.	1	2	3
強度 [kN]	24.84	24.70	24.66
基準値	強度 4.41 kN 以上 〔仮設工業会認定基準「アルミニウム合金製可搬式作業台」 に定める「たわみ及び曲げ試験」の強度を適用〕		

(2) 中央部部分荷重試験 200kN 圧縮試験機IP-20R-V32

供試体 No.	4	5	6	平均値
強度 [kN]	20.76	19.38	20.22	20.12
基準値	強度 2.94 kN 以上 平均値 3.24 kN 以上 〔仮設工業会認定基準「アルミニウム合金製可搬式作業台」 に定める「踏栈の曲げ試験」を適用〕			

(3) 偏荷重試験 200kN 圧縮試験機IP-20R-V32

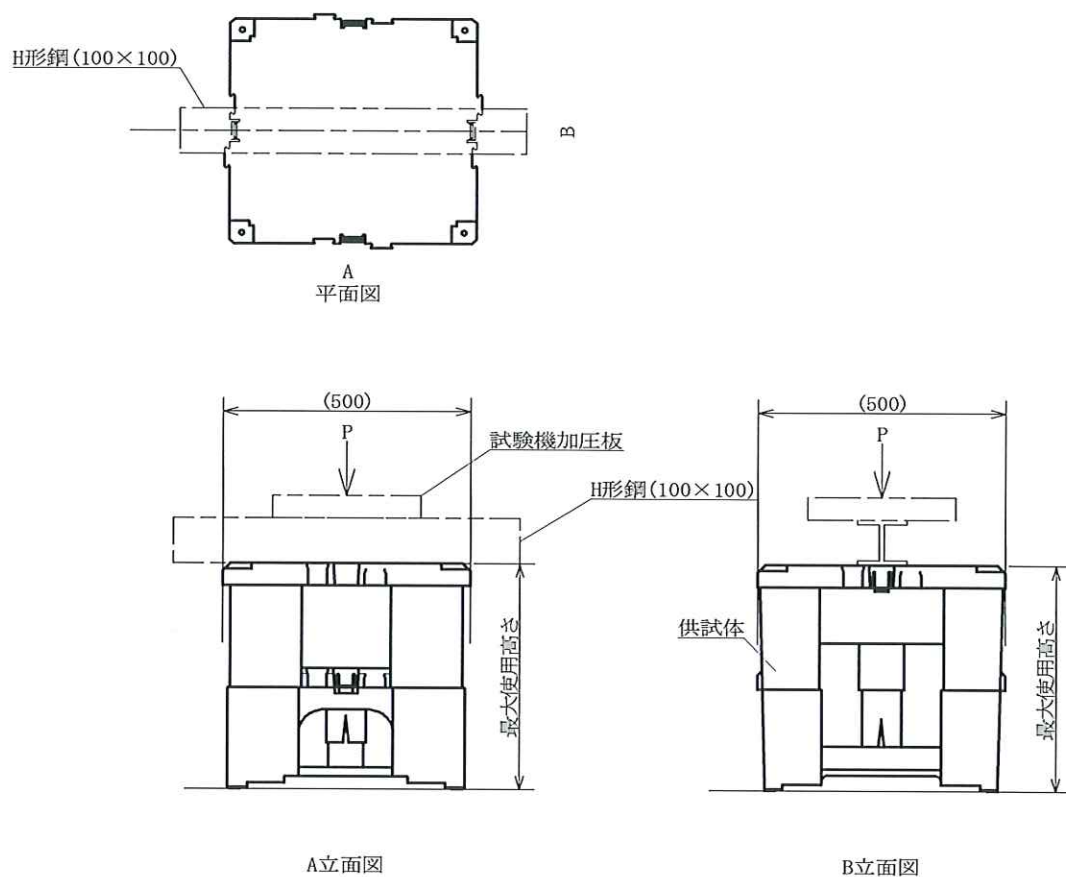
供試体 No.	7	8	9	平均値
強度 [kN]	9.57	9.14	9.31	9.34
基準値	強度 2.94 kN 以上 平均値 3.24 kN 以上 〔仮設工業会認定基準「アルミニウム合金製可搬式作業台」 に定める「踏栈の曲げ試験」を適用〕			

9 表 示

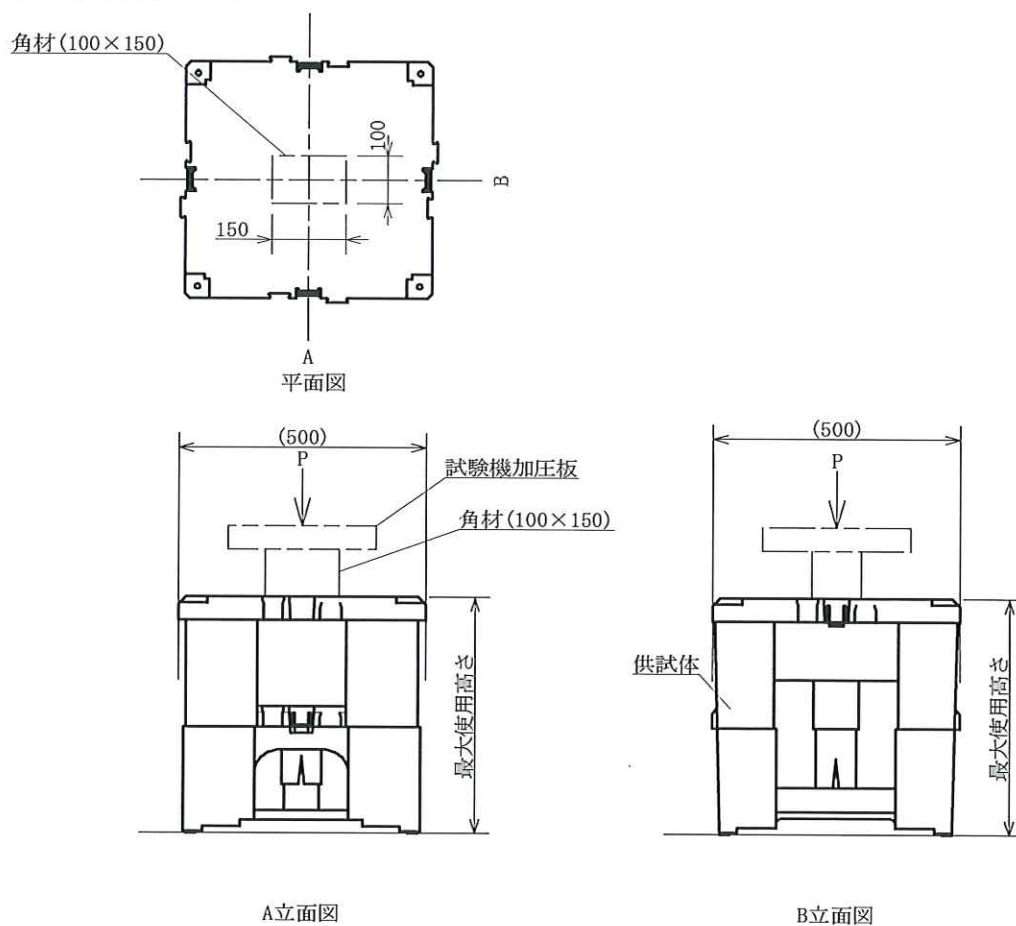
単品仮設機材等の安全性に関する承認規定第11条に適合している。

10 試験方法図

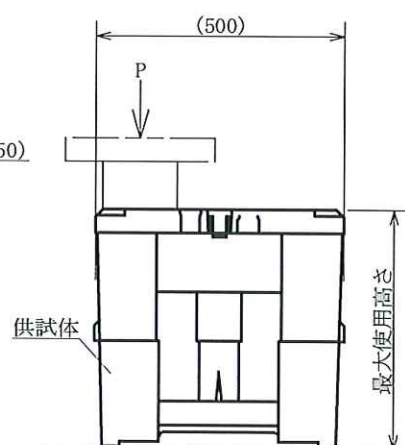
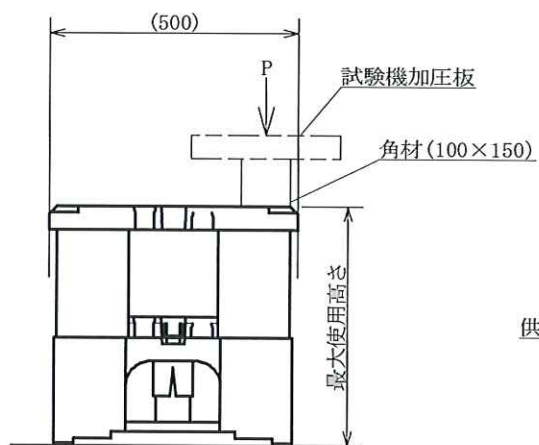
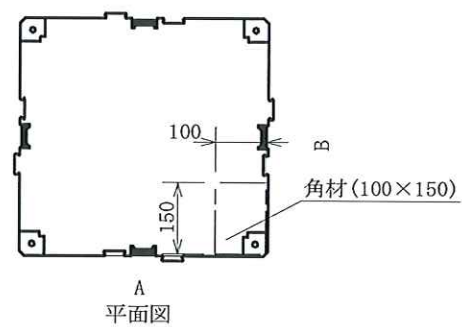
(1) 中央部荷重試験



(2) 中央部部分荷重試験



(3) 偏荷重試験

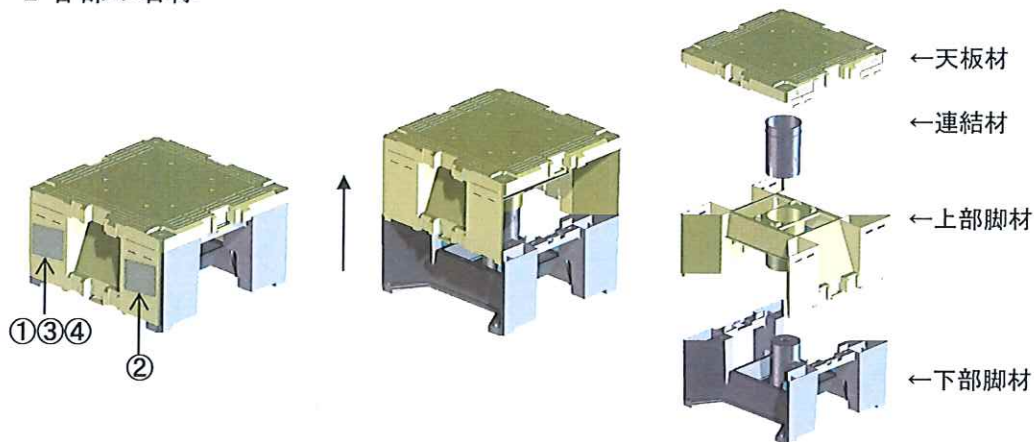


ステップキューブ:SC50_Tの使用基準等

1 適用の範囲

この基準はステップキューブ:SC50(以下「作業台」という)を主として建築物等の天井又は内壁面作業に用いる場合に適用する。

2 各部の名称

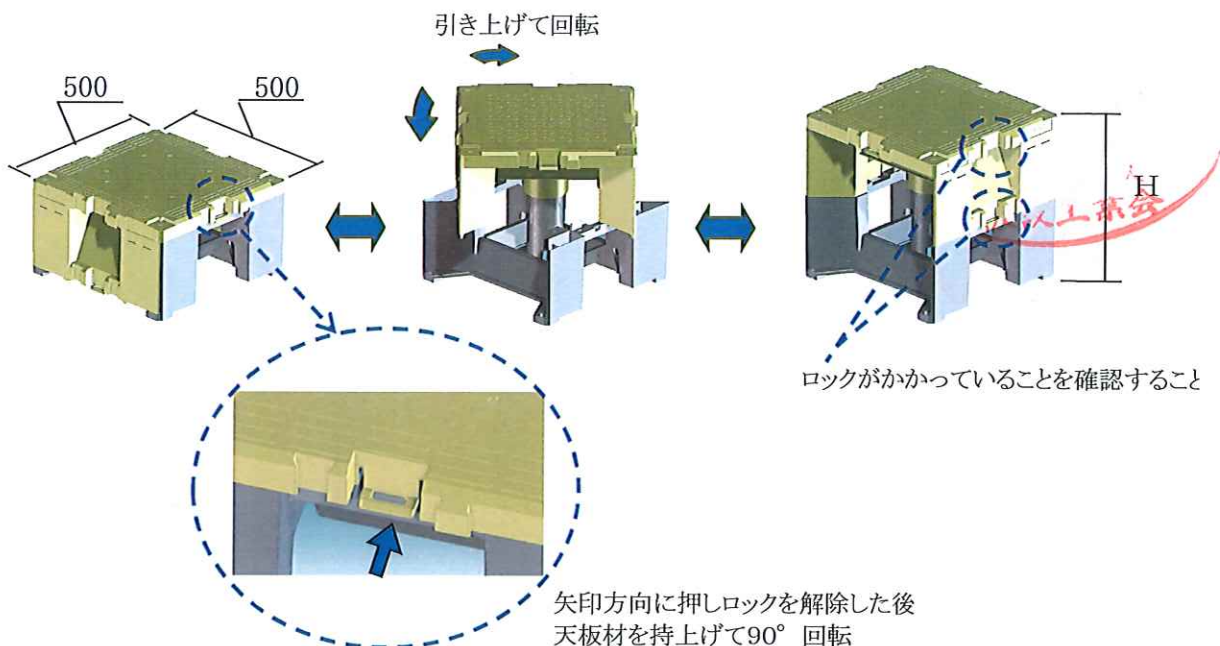


①～④は「5.表示」に定める内容の表示位置を表す

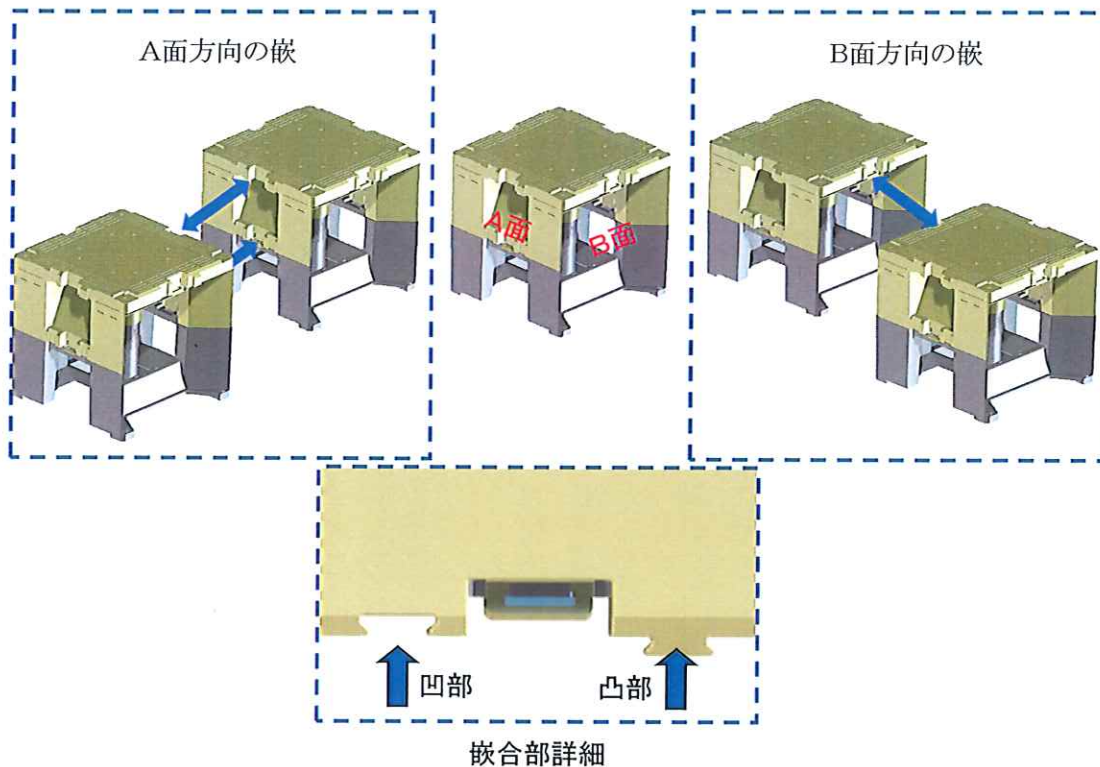
3 使用基準

(1) 設置場所等

- ① 設置する前に各部の曲がり、損傷、腐食等の異常のないことを確認し、異常のあるものは使用しないこと。
- ② 脚材の下に物を挟みこまないこと。
- ③ $-10^{\circ}\text{C} \sim 50^{\circ}\text{C}$ の範囲で使用する。
- ④ 作業個所に可能な限り接近したところに設置させること。
- ⑤ 設置時に伸縮機能のロックが確実に機能していることを確認すること。
- ⑥ 次のような場所には設置しないこと。
 - (ア) 天板が水平にならない場所。
 - (イ) 段差や凹凸により作業台が安定しない場所や滑りやすい場所。
 - (ウ) 不意の移動及び沈下等のおそれのある場所。
 - (エ) 人や物の出入り口やドアの前等、専ら通路として使用される場所。ただし、出入り禁止等の表示を行った場合はこの限りではない。
 - (オ) 足元や周囲がはっきり見えない暗がりの場所。
 - (カ) 作業台を高くするための台や箱の上。
 - (キ) 火気、コンクリート、有機溶剤等の変形や各機能に影響を及ぼす恐れのある場所。
- ⑦ 脚材を伸ばして設置する場合は、次の手順(縮める場合は逆の手順)に従うこと。



⑧2台以上並べて設置する場合は、次の手順に従い、必ず凹凸部を嵌合させること。

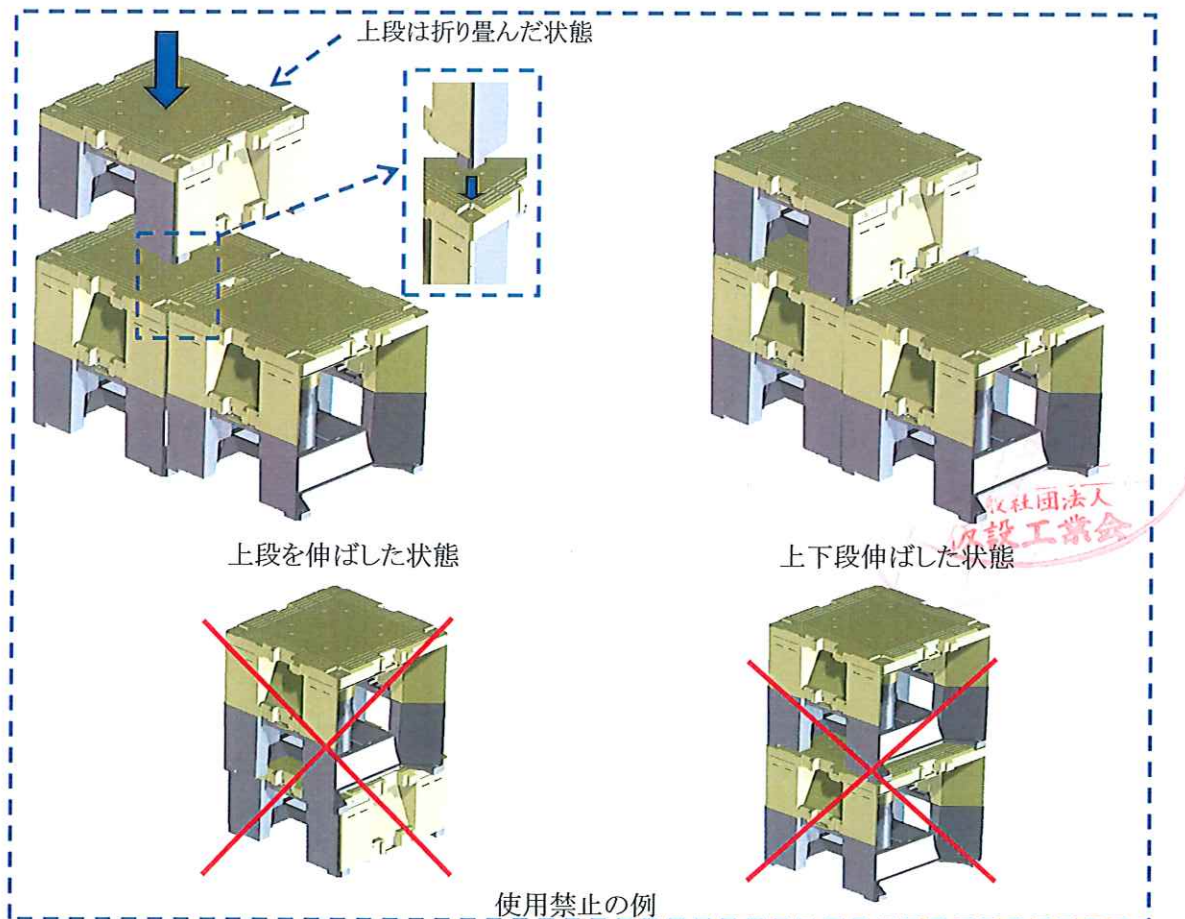


⑨ 積み重ねて設置する場合は、2段までとし、上記⑦、⑧に加えて次の方法によること。

(ア) 上段は、脚材を伸ばさず、必ず縮めた状態にする。

(イ) 安全に昇降するために、下段は2台以上並べて階段状にする。

(ウ) 積み重ねる際は、脚材が天板四方の凹部に入り込んでいることを確認する。



(2) 使用方法

- ①積載荷重は一台当り1.47kN(150kg)以下とすること。
- ②工具等、両手で持ちながらの昇降をしないこと。
- ③荷の受け渡しは、無理のない安定した姿勢で行うこと。
- ④1台に2名以上が乗らないこと。
- ⑤作業時に天板から身体を乗り出さないこと。
- ⑥昇降時に天板以外の部分に足を掛けしないこと。
- ⑦作業台に工具等の物を乗せたまま移動しないこと。
- ⑧作業台に足場板等を架け渡して使用しないこと。
- ⑨作業中、作業台の上で壁や物を無理に押したり、引いたりしないこと。
- ⑩持ち運ぶとき、引きずったり、投げたり、乱暴に扱わないこと。
- ⑪解体等したり、本来の目的以外に使用しないこと。

4 保守管理

(1) 保守管理する場合は次によるものとする。

- ①点検管理を行い各部に異常の無いことを確認すること。なお、異常の有る場合はメーカーに相談の上、修理すること。
- ②高温多湿、直射日光の当たる場所を避け保管すること。
- ③火気を扱う場所では保管しないこと。
- ④製品の曲がり、変形等の原因になるような重量物を製品の上に載せて保管しないこと。
- ⑤加工等改造しないこと。

5 表示

(1) 使用上の以下の注意事項についての表示位置は、「2.各部の名称」に示す。

- ①天板の積載荷重1.47kN(150kg)
- ②ロック確認
- ③積み重ね時の使用例
- ④使用適用温度-10℃～50℃

